○上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例

令和５年４月１２日条例第３５号

上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会設置条例

（設置）

第１条　組合が新たに建設する一般廃棄物処理施設等（次条において「ごみ広域処理施設」という。）の整備に係る必要な事項を調査審議するため、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１３８条の４第３項の規定に基づき、上尾伊奈資源循環組合ごみ広域処理施設建設検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第２条　委員会は、管理者の諮問に応じ、ごみ広域処理施設の整備方針等について調査審議するものとする。

（組織）

第３条　委員会は、委員１２人以内をもって組織する。

２　委員は、次に掲げる者のうちから、管理者が委嘱し、又は任命する。

(1)　識見を有する者

(2)　関係団体を代表する者

(3)　組合を組織する地方公共団体の職員

(4)　前３号に掲げる者のほか、管理者が必要と認める者

（委員の任期）

第４条　委員の任期は、第２条に規定する所掌事務が終了する日までとする。

（委員長及び副委員長）

第５条　委員会に、委員長及び副委員長１人を置き、委員の互選によりこれを定める。

２　委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

３　副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第６条　委員会の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

２　委員会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

３　委員会の会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（関係者の会議への出席等）

第７条　委員会は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係者に対して、資料の提出を求め、又は会議への出席を求めてその意見若しくは説明を聴くことができる。

（守秘義務）

第８条　委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

（庶務）

第９条　委員会の庶務は、事務局において処理する。

（委任）

第１０条　この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和５年７月１日から施行する。

（上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正）

２　上尾伊奈資源循環組合特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（令和５年上尾伊奈資源循環組合条例第１７号）の一部を次のように改正する。

（次のよう略）